令和　　　年　　　月　　　日

常陸大宮市長　　　　　　　　様

申請者　住所

氏名

(団体にあっては主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

電話

ボランティア用ごみ袋交付申請書

常陸大宮市ボランティア用ごみ袋交付等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり申請します。

１　実施日　　令和　　　年　　　月　　　日　(　　)

２　実施場所　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　）

３　排出予定先　□指定集積所へ排出　（　　　　　　　　　　　　　　）

　　　　　　　　□自己搬入　　　　年　　　月　　　日　(　　)

４　実施予定者　　　　　　　　　　　　　　　　人

５　交付希望枚数　　　　　　　　　　　　　　　枚

常陸大宮市ボランティア用ごみ袋の交付等に関する要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は，個人又は団体等が公共区域において清掃活動を行うことを支援するため，ボランティア用ごみ袋の交付を行うこと及びその取扱いについて必要なことを定める。

（定義）

第2条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）公共区域　道路，河川，ごみ集積所その他公共の用に供せられている場所であって，その清掃を行うことについて特に公益性を有すると市長が認める場所をいう。

　（２）ボランティア用ごみ袋　公共区域を清掃した際に排出される一般廃棄物を収納するために市長が交付する袋をいう。

　（３）対象団体等　個人又は団体であって無償で公共区域の清掃を実施するものをいう。

（ボランティア用ごみ袋の交付）

第3条　市長は，公共区域の清掃を行う対象団体等に対しボランティア用ごみ袋を交付する。

（交付方法）

第4条　ボランティア用ごみ袋の交付を受けようとする対象団体は，常陸大宮市ボランティア用ごみ袋交付申請書（様式第１号）により市長に申請しなければならない。ただし，市長が特に必要と認めたときはこの限りではない。

2　市長は，前項の規定による申請の内容を審査し，適当と認めたときはボランティア用ごみ袋を交付するものとする。

（排出品目）

第5条　ボランティア用ごみ袋により排出できる一般廃棄物の品目は，可燃ごみ，不燃ごみ，及び資源ごみとする。

（排出方法）

第６条　ボランティア用ごみ袋により一般廃棄物を排出しようとする者は，可燃ごみ，不燃ごみ及び資源ごみに分別し，それぞれの収集日に排出するか，自己搬入により一般廃棄物処理場へ搬入しなければならない。

（ごみ処理手数料）

第７条　前条の規定によりボランティア用ごみ袋に収納されて排出される一般廃棄物についてはごみ処理手数料を徴しない。

（用途）

第８条　ボランティア用ごみ袋は，第１条に規定する目的以外の用途に使用してはならない。

2　市長は，前項に規定する用途以外の用途に使用され排出されたボランティア用ごみ袋及び第６条定める排出方法によらず排出されたものは，収集しないものとする。

3　ボランティア用ごみ袋の交付を受けた者は，当該ボランティア用ごみ袋について不要となった場合は，市長に返還しなければならない。

　　　附　則

　この要綱は，平成２６年９月１２日から施行する。